

公示

平成26年11月11日に開催された第53回本学学長選考会議において、下記の者を学長候補者として選考しましたので、次期山梨大学長候補者の選考に関する取扱要項第13条第2項及び同実施細則第15条に定めるところにより公示します。

記

学長候補者
島田眞路

(選考経過等)

国立大学法人山梨大学学長選考会議（以下、「学長選考会議」という。）は、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規程、次期山梨大学長候補者の選考に関する取扱要項および同実施細則に基づき、平成26年10月1日に学長候補適任者の推薦の公示を行い、10月10日までの間に推薦を受け付けたところ、3名の推薦があった。

これら3名の学長候補適任者を対象として、10月15日に学長選考調査委員会が意向投票の公示を行い、10月27日および28日に意向投票を実施した。

学長選考会議は、10月30日に、学長候補適任者推薦書、推薦理由書、経歴書、所信表明書に基づき、また意向投票結果を参考にして、面談対象者の選考を行い、学長候補適任者3名を面談対象者と決定した。学長選考会議は、当該3名を対象に11月11日に面談を実施し、国立大学法人山梨大学学長候補者選考基準（以下、「選考基準」という。）の観点から意見聴取、質疑応答を行った。

その結果、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規程に定める『望ましい学長像』を踏まえて設けた5項目の選考基準に照らし、また意向投票結果を参考にして、慎重な審議を行ったところ、選考基準のいずれに関しても高い意欲、資質・能力を有し、とりわけ、国内外における卓越した学術研究の実績があり、大学のグローバル化に資する国際的な活動並びに社会貢献の実績を持つ島田眞路氏を適任と認め、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規程第2条および次期山梨大学長候補者の選考に関する取扱要項第13条の規定に基づき、国立大学法人山梨大学の次期学長候補者として文部科学大臣に申し出ることを、全会一致で決定した。

平成26年11月12日

山梨大学学長選考会議

